

労働者保護のための規則の整備を求める意見書

わが国は、働く者の9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」であり、その中で雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。しかし、現在の我が国における雇用状況は、非正規労働者1,900万人、中小企業で働く人たちは労働者の7割を占め、低位な労働条件や不安定雇用のもとで働くことを余儀なくされています。にもかかわらず、今、政府内では、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・イグゼンプションの導入、限定正社員制度の普及、一部では労働者保護の後退を招きかねない労働者派遣法の見直しなどの議論を進め、働く者の犠牲の上に成長戦略を描こうとしています。むしろ政府が掲げる経済の好循環を押し進める労働者を保護するルールの審議が求められています。

また、雇用・労働政策は、国際労働機関（ILO）の三者構成の原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、国際基準から逸脱したものとなってはなりません。よって、那珂川町議会は、国及び政府に対して、下記の事項を求めます。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道を閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度や、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及、並びに長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・イグゼンプションの導入などは、労働者の実態を踏まえ、慎重な審議を尽くすこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向け、努力すること。
- 3 雇用・労働政策に係わる議論は、ILOの三者構成の原則に基づき、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

平成26年6月19日

福岡県那珂川町議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
経済再生担当大臣 様
内閣府特命担当大臣 様